

## 1. 「社会保険労務士」の業務〔社会保険労務士法2条〕

【国が定めた独占業務～社会保険労務士の資格（登録）がないとできない業務】

### ●1号業務

#### ① 提出書類の作成

主に中小事業主から委託を受けて、労働社会保険諸法令に基き、行政機関（年金事務所・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク））に提出する申請書等を依頼者に代わって作成する。

- 例) 1. 年度更新→毎年7月10日までに行う「労働保険 概算・確定保険料申告」
- 2. 算定業務→毎年7月10日までに行う「標準報酬月額算定基礎届」

#### ② 手続代行

申請書類などの行政機関に提出する手続きを依頼者に代わって行う。

例) 社員の入社、退職、傷病、出産などに伴う諸手続き。

「就業規則」の作成・変更、助成金の申請書類の手続代行 等。

#### ③ 事務代理

行政機関に対する説明や主張を依頼者に代わって行う。

#### ④ 紛争解決手続代理業務（但し、これに関しては、特定社会保険労務士に限る）

※平成19年4月1日から、紛争調整委員会において紛争の当事者を代理して「あっせん」を特定社会保険労務士に限り、行うことができるようになった（但し、紛争の目的の価額が120万円を超える場合には、弁護士と共同受任した場合に限る）。

### ●2号業務

#### ① 労働社会保険諸法令に基き、労働者名簿・賃金台帳・出勤簿など事業所に備え付けが義務づけられている帳簿書類を作成する。

【コンサルティング業務～社会保険労務士資格（登録）がなくてもできる業務】

### ●3号業務

#### ① 人事労務管理：「人事制度」の導入、「賃金体系」の変更、「変形労働時間制」の導入、「助成金」の受給コンサルティング、「労務監査」等

#### ② 安全衛生管理：安全・衛生面の管理対策 等

#### ③ 個別相談業務：年金相談 等

#### ④ 講演・講義：社会保険労務士試験受験講座の講師、企業研修講師、教育訓練の実施、年金を中心とした退職後のライフプランセミナー 等

#### ⑤ 執筆・取材：書籍の執筆、新聞・雑誌への掲載 等

## 2. 資格活用の中

### 【開業社会保険労務士】

高齢化社会の到来や、終身雇用や年功序列の終焉により、労働環境の改善や労務管理に関する相談・指導に対する社会的なニーズが高まりをみせています。社会保険労務士が関与している会社は現在でも2～3割程度だといわれていますから、7～8割の会社は、未だ社会保険労務士が関与していないことになります。1・2号業務を基礎にしつつ、3号業務であるコンサルティングを行うことによって企業の問題点を解決する社会保険労務士は、企業にとっては、今や不可欠な存在となっています。

### 【勤務社会保険労務士】

人事部や総務部に在籍し、その企業の専属の社会保険労務士として業務を行います。手続業務だけでなく、社員からの相談に対して回答したり、社内規定の改定、人事制度・賃金制度の構築など、その企業内における人事・総務のスペシャリストとしての活躍が期待できます。加えて、資格取得のために学んだ労働法や社会保険に関する専門知識を企業は必要としていますので、資格手当の支給があったり、人事異動やキャリアアップ、転職などにも非常に有利です。また、学生の場合は、学生時代に取得しておくことで他の学生との大きな差別化が図れるため、企業からの高い評価が得られますので、就活にとって非常に大きな武器ともなり得ます。

## 3. 社会保険労務士になるまで

社会保険労務士試験に合格することが必要です。

試験は原則として8月の第4日曜に実施され、令和元年度は8月25日（日）に実施されました。受験申込者数は、平成26年度は57,199人、平成27年度は52,612人、平成28年度は51,953人、平成29年度は49,900人、平成30年度は49,600人でした。

また、令和元年度の合格発表日は、11月8日（金）です。

### 【社会保険労務士試験の時間】

試験日	着席時間	試験時間	出題形式
令和元年度	10:00	10:30～11:50（80分）	選択式
8月25日（日）	12:50	13:20～16:50（210分）	択一式

### 【社会保険労務士試験の出題範囲と出題形式】

社会保険労務士試験では、以下の7つの法律科目と、関連する一般常識から出題されます。

試 験 科 目	選択式 計 8 科 目 (配点)	択一式 計 7 科 目 (配点)
(1) 労働基準法及び労働安全衛生法	1 問 (5 点)	10 問 (10 点)
労働者災害補償保険法		
(2) (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)	1 問 (5 点)	10 問 (10 点)
雇用保険法		
(3) (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)	1 問 (5 点)	10 問 (10 点)
(4) 労務管理その他の労働に関する一般常識	1 問 (5 点)	10 問 (10 点)
(5) 社会保険に関する一般常識	1 問 (5 点)	
(6) 健康保険法	1 問 (5 点)	10 問 (10 点)
(7) 厚生年金保険法	1 問 (5 点)	10 問 (10 点)
(8) 国民年金法	1 問 (5 点)	10 問 (10 点)

(注 1) 択一式試験の「労働者災害補償保険法」及び「雇用保険法」は、それぞれの問題 10 問のうち、3 問が「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」から出題されます。

具体的には、択一式試験の「労働者災害補償保険法」は、問 1～問 7 が「労働者災害補償保険法」、問 8～問 10 が「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」です。

「雇用保険法」は、問 1～問 7 が「雇用保険法」、問 7～問 10 が「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」です。

(注 2) 選択式試験の「労働者災害補償保険法」及び「雇用保険法」は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」からの出題はありません。

### 【社会保険労務士試験の合格ライン】

社会保険労務士の受験者にとって、一番気になる合格ラインは、総得点だけでなく各科目ごとの合格ラインも設定されており、選択式と択一式でそれぞれ以下のようになっています。なお、合格ラインについては、社会保険労務士試験の難易度を検討して、その年ごとに多少、修正されています。

i) 選択式 試験合格ライン

- ・配点：8科目から各5問の出題（8×5=40問）⇒1問1点で合計40点満点

合格ライン：1科目につき原則として最低3点以上、かつ合計得点が約60～70%

ii) 択一式 試験合格ライン

- ・配点：7科目から各10問の出題（7×10=70問）⇒1問1点で合計70点満点

\* 科目により問題数は若干変わります。

合格ライン：1科目につき4点以上、かつ合計得点が原則として70%以上（毎年変わります）

社会保険労務士試験では、このように各科目と合計得点の2つの合格ラインが、設定してあります。合計得点が、たとえ70%以上であっても、合格ラインに達しない科目が1つでもあると、社会保険労務士試験には合格できません。ですから、各科目ともにバランスよく勉強する必要があります。不得意科目があつては、極めて不利となります。もし、不得意科目があるときは、他の科目よりも時間をかけて、不得意科目を克服しておく必要があります（「広く浅く」が社労士試験の鉄則です）。

【最近の合格率】

試験年度	受験者数	合格者	合格率
平成21年 (第41回試験)	52,983人	4,019人	7.6%
平成22年 (第42回試験)	55,445人	4,790人	8.6%
平成23年 (第43回試験)	53,392人	3,855人	7.2%
平成24年 (第44回試験)	51,960人	3,650人	7.0%
平成25年 (第45回試験)	49,292人	2,666人	5.4%
平成26年 (第46回試験)	44,546人	4,156人	9.3%
平成27年 (第47回試験)	40,712人	1,051人（過去最少）	2.6%（過去最低）
平成28年 (第48回試験)	39,972人	1,770人	4.4%
平成29年 (第49回試験)	38,685人	2,613人	6.8%
平成30年 (第50回試験)	38,427人	2,413人	6.3%

なお、過去10年の合格者の年齢階層別をみると、35歳～39歳が一番多く17.0%、次に45歳～49歳の16.6%、40歳～44歳の16.2%と、30代40代が占めています。そして、職業別にみると圧倒的に働き盛りの会社員が多いことが、顕著な特徴の国家試験です。また男女別でみると、男65.1%、女34.9%と男の方が多ですが、社会保険労務士の資格は、女性も活躍しやすい資格です。

## 【社会保険労務士の数は？】

平成31年4月末日時点で、全国で42,153人の社会保険労務士が登録しています。また、平成15年4月から設立が認められた社会保険労務士法人は、平成31年4月末日時点で、全国で約1,725法人です。

## 4. 社会保険労務士の将来性

### 【裁判外紛争解決手続(ADR)】

紛争が起きた場合には、裁判によってその解決を図るのが一般的ですが、裁判は多額の費用と時間を要します。そこで、裁判になる前に、行政が間に入って「あっせん」による解決を図るよう設けられたが制度が「ADR（裁判外紛争解決手続）」です。現在、個々の紛争に関連する分野の専門家による迅速かつ低廉な解決手法として、注目を集めています。

社会保険労務士のフィールドにおいても、個々の労働者と使用者との間の紛争（個別労働関係紛争）については、都道府県労働局に設置された紛争調整委員会の行う「あっせん」による解決、つまりADR（裁判外紛争解決手続）が行われています。

そして、平成15年4月よりこの「あっせん」に際し、社会保険労務士が紛争当事者に代わり、意見の陳述等を行うことができるようになり、平成19年4月より特定社会保険労務士（紛争解決手続代理業務試験に合格し、付記を受けた社会保険労務士）のみが、この業務を行えるようになりました。この業務は「あっせん代理」と呼ばれ、労働関係法令に精通した社会保険労務士でなくてはできない業務です。「あっせん代理」が可能になったことで、社会保険労務士の行える業務の幅が広がっただけでなく、労働関係法令のプロとして社会保険労務士の社会的なニーズがより高まってきていると言え、今後、社会保険労務士の新たな活躍の場として期待されています。

### 【社会保険労務士法人】

複雑化、多様化する業務に対応するため、平成15年4月から複数の社会保険労務士が共同で「社会保険労務士法人」を設立することができるようになりました。これにより、今までのように個人事務所で業務を行なっていくだけではなく、より組織力を活かした社会保険労務士の新しい業務形態が可能となりました。この制度創設は、何にも増して社会保険労務士への社会的・時代的な要請であり、期待に他なりません。個々人の社会保険労務士では、まかないきれない業務を組織的に行っていくことで、その活躍の場は更に飛躍的に広がっていくことでしょう。

## 5. 資格試験への誘い

### 資格試験は競争試験である

まずは国家試験、資格試験とは、多くの志願者から一定の人数だけに絞り込む試験、いふならば落とすための試験だということです。従って、根本的に、「勉強」とは異なったものということになります。「勉強」は自分の知識を高めるため、もしくは社会人としての教養を身につけるためにするものですから、他者との比較よりも、自分自身の知識として定着したかの確認が重要です。それゆえ、そこには競争という概念は入ってきません。

これに対して、資格試験は競争そのものです。言葉は悪いですが、ルールに反しない限りは、どのような手法を使っても他者に勝つ必要があるのです。それゆえ、資格試験に参入するにあたっては、まず、戦略を立てることが何よりも必要となってきます。ここで言う戦略とは、合格までいかにして効率よく学習をして目的達成に至るかの計画のことです。資格試験が正に戦いそのものである以上、戦略なしにこれに参加するのは、丸腰で敵に相対するのと同じことと心得て下さい。では具体的に何をすればいいのかを以下で述べていきたいと思います。

### 最初に戦略をたてる

① 資格試験を目指すのであれば、ほぼ全員の方が受験指導機関を利用されると思いますが、そのカリキュラム通りに勉強することが戦略と言えるのでしょうか。答えはもちろん否です。こうした機関が提示してくれるのは、あくまでも全体像であり、その通りにやったとしても、平均的受験生の立場からは抜け出せません。平均的受験生では合格は出来ないのです。合格するためには、他の受験生と同じことをやっていたのではダメです。ではどうすればよいのか。戦略というのはこうした機関が提示してくれた全体像を自分なりにカスタマイズしたものをいいます。従って、同じ講義、同じテキストを使っても、合格者と不合格者に分かれるのです。まさに戦略の違いが個々人の結果となって表れるのです。では合格するための戦略とはいかなるものなのでしょうか。

↓ ↓ ↓

② 戦略を立てるに当たって、一番重要なのは、時間の概念です。資格試験は合格すればいいというものではなく、受験生は社会人が中心であると考えられるので、とにかく短期合格を目指す必要があります。なぜなら、受験には相応の費用がかかりますが、もちろん本人負担です。さらに家族もちであるなら、合格までの期間については、奥さんや子供にもいろいろな点で迷惑をかけることにもなります。これが大学受験との大きな違いです。従って、戦略をたてる場合には、合格するためにはこの時期には何をすればいいかといった時系列で、合格までの全体の筋道を考えることが最も大切なのです。常に時系列で試験勉強を捉えることで、最短合格の可能性が見えてきます。

↓ ↓ ↓

③ 次に最短合格を目指すためには具体的に何をすればいいのかについて見ていきましょう。資格試験は今や情報戦の様相を呈しており、そのために皆さんは受験指導機関を利用されているといっても過言では無いでしょうが、情報は1カ所に集中させる必要があり、決して分散させてはいけません。そのために基本テキストがあるのです。なお、エル・エーの講義におきましては、教材は、基本テキスト・過去問題集は市販のものを使用しますが、補助教材としてオリジナルレジュメも適宜使用します。オリジナルレジュメ・ミニテスト・答案練習・そして講義中の黒板の文字をデータ化した板書ノートは、下記にあるように、原則として、データでの配信となりますが、DVDもしくは印刷物として送付を希望される方は、オプションで追加することもできます。

皆さんは模試も当然受験されると思いますが、その情報を基本テキストにどんどん加えていくのです。同様に過去問も、時間をかけて解くことはしないで、問題と答を読みながら、その情報を基本テキストに加えていって下さい。過去問は最良のテキストという言葉もあるくらい、何回も同じ箇所が出題されています（通常の年であれば、過去問レベルをこなしていれば、それだけで6割は十分に得点可能です）。そうした情報が加えられたテキストは、この世に1つしかないオリジナルテキストとなり、まさに戦略上優位に立っているのです。

なぜなら、当該テキストには、模試の情報並びに過去問の情報も載っており、これだけ覚えたとしても、社労士レベルの試験であれば、十分に合格圏内にはいることが可能だからです。何回か受験された方なら、このようなやり方は正攻法ではないとお思いになるかもしれませんが、あくまでも短期合格を狙うのなら、模試や過去問集は時間をかけて解くよりも、あくまでも補助教材と考えて、基本テキストの補充・補填につかうのが、ベストのやり方であると思います。あと、資格試験には、原則として、予習は必要ありません。とにかく、復習を徹底的に行ってください（講師の講義を自分の言葉で咀嚼して、他の人に説明できるレベルまでです）。繰り返しになりますが、初学者の場合、予習は全く必要ありません。その時間分は、是非とも復習に回して下さい。

## 6. 具体的学習方法

### 【総論（次回の試験で合格するためには！）】

- テキストは1冊主義に徹し、とにかく何回も回転することです。回転した数と、合格の可能性は正比例していると言っても過言ではありません。
- テキストは自分で完成させる物です。講義で聴いたこと、模試の情報等を欄外にどんどん書き加えていきましょう。
- 毎日少しの時間でも良いから、必ず勉強するクセをつけましょう。1回の時間の長さより学習頻度を増やし、体に覚えこませることです。その際、効率的に学習することを常に心がけましょう（些末な論点を捨てる勇気も時には必要となります）。特に、仕事と試験勉強の両立を図らなければならない受験生であれば、時間は自分自身で作らすべき物と心得てください（勉強時間は机に向かうときだけではなく、通勤時間や昼休みのすきま時間等をいかに有効に使うかが、これらの受験生にとっては、可否のポイントを分けるとしても過言ではありません）。
- テキストを読むときは、できれば、声を出し、目と耳でも覚えるようにしましょう。
- 勉強を開始するに当たり、まずは、出題範囲と日程から逆算し、月、週、1日とより細分化した学習計画をたて、できる限り、それに従って勉強を進めていきましょう。
- 計画通り進まない場合であっても、決してあせることなく、あくまでも8月の最終日曜日に最高の状態に持って行ければよい、と言うぐらいに楽観的に捉えましょう（計画はあくまでも計画であって、うまくいかなければいつでも修正して構いません）。
- 得意科目を作るより、不得意科目を作らないようにしましょう。

### 【講座の受講形態について】

エル・エー講座の基本の受講形態は、講義はインターネット回線を使用して視聴となります。また、教材につきましては、テキストや問題集などの書籍は郵送での送付となりますが、その他の印刷物、例えば、テキストを補完するためのレジュメや答案練習などの演習につきましてはデータでの配信となりますので、ご自身でプリントアウトして使用していただくこととなります。

ただ、インターネット回線の視聴や印刷物のプリントアウトを行うのが困難な方などのために、追加オプションとして、配信をしております講義と同内容をDVDにしてご提供する＜講義DVDオプション＞やデータ配信となっている印刷物をエル・エーより郵送して送付する＜印刷レジュメオプション＞をご用意しております。お手元のパンフレットに詳細が書かれておりますのでご確認ください。



## 【学習方法】

①まず講義を視聴します。予習は必要ありません。



②視聴部分のテキストに記載されている練習問題、問題集と問題を解いていきます。



③取り組んでいるうちにわからない部分などがでてきたら、講義やテキストなどを調べ、解決する。



①に戻る . . . この一連の繰り返しとなります。

講義では、テキストに従って、内容を体系的に理解できるよう努めて行っています。法律に特別興味がなかった人にも、わかりやすく、何故その知識が大切なのかを実社会の中での活用から説明をしていきます。新しいことにチャレンジするときは、とにかく、講義を聞くことに努めて下さい。講義は、初学者の方でも十分に理解できるように、丁寧にゆっくりと行っています。社会保険労務士試験は、社会保険労務士になりたい人の知識の有無を求めているのではなく、あくまでも、今、あなたが社会保険労務士であったならば、どれが正解かを問うているものです。出題者の意図を、理論と同時に学ぶよう講義を進めていきます。

また、競争試験である以上、合格するための受験テクニックを常に強調した講義を行います。なお、受講中に疑問点が生じれば、メール・質問カードの利用が可能ですので、ご安心ください。

## 【模試の利用方法】

資格試験には模試は不可欠ですが、あくまでも、これは模擬試験であって、本試験ではありません。

→ 模試でどんなに良い順位・点数をとろうが、その人の合格可能性が 100%保証された訳ではないし、もし点数が悪くても、それほど気にする必要はない

→ 模試は最終的な論点の補充を行うインプット教材といてよいでしょうから、結果よりも、とにかく復習を徹底的に行うこと

## <結論>

模試はあくまでも模擬試験であって、本試験ではないので、その結果に一喜一憂することよりも、いかに丹念に復習をし、次にそれが本試験に出題されたときには、完璧に出来るようにしておくこと。そういう点を常に意識しつつ、学習することが大事。

## 【過去問題集の位置づけ】

過去問題集は、テキストの補完教材と考えて、とにかく何度も回転させることです。回転した数と、合格の可能性は正比例していると言っても過言ではないでしょう。

→単に正解を出すことが目的ではなく、全ての選択肢について、しっかりと吟味することが必要です。

### <択一式>

- ① 最初の1回目はわからなくてもいいからとにかく解いてみてください。問題を読んですぐに解答を見るというような学習方法で結構です。
- ② 2回目には、1回目に間違えた問題、正解したがよく理解していない問題を選んで、解きましょう。その際に、解説のページに自分が間違えたポイントを直接手書きで書き込んで、次の練習のときには、そのポイントを徹底的に理解するまで読み込みましょう。
- ③ 3回目以降は解答のページを隠して、完全に理解できるまで解きましょう。これを正解率が80%以上に達するまで繰り返します。最初のうちは色々な問題集に手を付けるのではなく、「この1冊」と決めたらそれをまず完全に消化してください。消化ができないままに新しい問題集に取り掛かっても、ますます混乱するだけです。

### <選択式>

- ① 選択式問題集は、過去問題集ではなく、新しい問題集をとにかく数こなすことです。条文の穴埋めですから、時間が許す限り、できる限り多くの問題にあたる必要があります。問題集については択一式の勉強と同じく、「この1冊」と決めたら、それをひたすら学習してください。『完全に消化ができ、間違えなくなった』場合に、新しい問題集に取り掛かりましょう。
- ② 選択式は予想問題集だけでは、なかなか本番の問題には対処しきれない物も出題されます。従って、各専門学校の実施する模擬試験の選択式問題などを情報源として集めるのも、1つの手段だと思います。特に一般常識においては、毎年のように、厚生労働白書等から選択式問題が出題されていますので、その点からも非常に有効な方法だと思います。

最後に、過去問題集の選び方は人それぞれだと思いますが、条文別の1問1答形式の過去問題集は、択一式の問題を、条文別に並べ、どこが違うのかを勉強させてくれる問題集です。全ての肢を吟味できるので、基本テキストと同時並行的に問題集を「読み込むこと」で、短時間で知識が定着できます。

## 7. 試験勉強に臨むに当たって

合格後の自分の姿を、例えば次のように描いてみることです。

- ①努力して勝ち得たものだけに自分に自信がつく
- ②今の仕事に知識と資格が活かされる
- ③転職や再就職の時に職務能力を証明する手段の一つになる
- ④独立の際の武器になる 等。

このようなしっかりとしたモチベーションを持つことができれば、人は最後まで集中力を切らすことなく、一定の勉強量を確保することができます。

資格試験とは、本来、厳しいものです。試験は来年もあるから、今年はどうなものか一応試しに受けてみるか、といった心構えでは到底合格は望めません。絶対に途中で諦めることなく、最後まで、自分は必ず合格するという強い信念をもつことが必要です（資格試験は、諦めた時点で負けです！）。

## 8. 最後に

エル・エー講座を選ばれた方が、一番その理由としてあげているのが、「合格祝賀金制度」です。

この制度は、対象年度（2020年度）の本試験を合格し、必要書類を提出いただくと最大で受講料の半額が返金されるというものです。

お手元にある合格体験記でも、この制度をモチベーションに学習が継続できた・・・というお声も多くいただいています。皆さんも是非、その特典を獲得され、更なる次へのステップのために、役立てて頂くことを、講師、スタッフ一同、願っております。